

別紙3

農業資材審議会及び食品安全委員会が、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことを確認した飼料添加物と同等と認められる高度精製飼料添加物の該当要件

- 1 告示第1号の確認を受けた比較対象とする飼料添加物（以下「確認済み高度精製飼料添加物」という。）の名称、農業資材審議会における答申日及び食品安全委員会における食品健康影響評価の結果通知日
- 2 製造方法、用途、化学構造、化学組成、物理的・化学的性質及び品質
- 3 製造に利用した組換えDNA技術により得られた生物（以下「組換え体」という。）の分類学上の位置付け
- 4 組換え体に導入され、かつ、含有されているDNAを提供した生物の分類学上の位置付け
- 5 組換え体が病原性及び毒素産生性を有しない旨
- 6 4の生物が飼料等としての使用又は製造に用いられた実績がある旨
- 7 4の生物が病原性及び毒素産生性を有しない旨
- 8 告示第2号ホの比較対象物が比較の対象として適切である旨
- 9 有効成分の含量が告示第2号ホの比較対象物と比べて同等以上である旨
- 10 告示第2号ホの比較対象物において存在が確認されていた非有効成分について、濃度が同等以下である旨及びそれ以外の非有効成分が含まれていない旨
- 11 組換え体が混入していない旨